

北名古屋市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和8年3月25日

北名古屋市監査委員 吉野 修進

北名古屋市監査委員 桂川 将典

随時監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

令和7年6月25日付「市職員による団体の庶務経理」に係る令和7年度随時監査の実施について（依頼）」に基づくアンケート調査を基に、10課21団体を随時監査対象とした。

実施期間 令和7年6月25日（水）から令和8年2月24日（火）まで

2 監査出席職員

総合政策部長、総務部長

3 監査の概要

団体規約等の制定状況、庶務・経理状況の確認、北名古屋市準公金取扱基準の順守状況、市職員が庶務・経理を行う必要性について、団体を所管する課において関係書類等の提出を求めるとともに、関係職員からの聞き取り調査を実施した。

4 監査の結果

(1) 市職員による団体の事務の実施状況

団体の規約や会則等に事務局に関する規定がされ、17団体が市役所、3団体が公共施設、1団体が北名古屋市内に事務局を置き、市職員が事務局として

庶務事務、経理事務を担っている。しかし、団体設立後相当の期間を経過していることから、事務局を市役所内等に設置し、市職員が団体の事務を行うことの根拠性に疑義が生じる。

(2) 庶務・経理の実施状況

職員の負担となっていることは否めない。また、一部の団体に便宜を図っていると受け止められる可能性や、補助金の交付状況が適切ではないと判断されるものも見受けられた。

5 意見

- (1) 市から団体への補助金等の支出については、市の予算編成を経て団体が市へ交付申請を行い、補助金が交付され収支決算等を市へ報告する一連の流れがあるが、一部の団体において交付申請から金銭管理までの一連の事務手続きを、市の同一課内において行われていることに、疑義がある。また、市と団体の間における漫然と前例を踏襲した関係が背景にあると感じる。社会状況の変化に対応し、見直すべきは見直し、統一すべきは統一するという観点で、関係部署に問題提起していただきたい。
- (2) 団体の多くは設立後相当の期間を経過しており、市が庶務、経理事務を行う根拠を見直す必要がある。その際には、団体にとって市が事務局として最適であるかの視点を持って検討いただきたい。
- (3) (2)で見直した結果にもよるが、北名古屋市準公金取扱基準の順守について適宜点検され、通帳等の管理手法については検討されたい。
- (4) 団体対応においては、利益供与などと捉えられぬよう一層の公平性、公正性を確保する体制を整備されたい。